

沼津市監査委員告示第 10 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき実施した、平成 30 年度定期監査（学校監査）結果報告を同条第 9 項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成 30 年 12 月 5 日

沼津市監査委員 大 川 正 博
同 宇佐美 文 男
同 長 田 吉 信

現地調査実施校 大岡小学校、大岡南小学校、大平小学校
大岡中学校、大平中学校、市立高校中等部
大平幼稚園

沼 監 第 4 5 号
平成 30 年 12 月 5 日

沼津市長 頼 重 秀 一 様

沼津市監査委員 大 川 正 博
同 宇佐美 文 男
同 長 田 吉 信

定期監査（学校監査）の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき「平成 30 年度定期監査（学校監査）」を実施したので、その結果に関する報告を同条第 9 項の規定により、次のとおり提出します。

1 監査の期間

平成 30 年 9 月 3 日から平成 30 年 11 月 26 日まで

2 監査の対象

市立全小学校、中学校、幼稚園及び市立高校中等部

特に、以下の学校については、現地調査を行い、関係職員から説明を聴取した。

小学校	大岡、大岡南、大平
中学校	大岡、大平、市立高校中等部
幼稚園	大平

3 監査の範囲

平成 29 年度における財務に関する事務事業の執行、施設の管理状況等
ただし、一部に平成 30 年度を含む。

4 監査の方法

沼津市監査委員監査基準に準拠し、各学校において提出された監査資料などに基づき説明聴取を実施するとともに、抽出により関係書類、諸帳簿等の調査を実施した。

また、施設が適切に管理されているか確認するため、3小学校、3中学校及び1幼稚園については、現地調査を行い、必要に応じ関係職員から説明を聴取した。

5 監査の結果

予算の執行及び会計事務処理と施設等の管理状況については、おおむね適正に行われていた。なお、軽微な指摘・要望等は監査の過程において、その都度行った。

概要は、次のとおりである。

(注) 数値は、次のとおり表示又は算出しているため、合計、差額等が一致しない場合がある。

- 1 文中の金額は、原則として千円未満を四捨五入し、千円単位で表示した。
- 2 文中の執行率(%)は、原則として小数点以下第2位を四捨五入した。また、執行率が99.95%以上100%未満の場合99.9%としてある。

(1) 予算の執行状況

ア 平成 29 年度配当予算の執行状況

(単位：千円・%)

区 分	予算現額	支出済額	予算残額	執行率
小学校 (24 校)	53,790	52,138	1,652	96.9
中学校 (17 校)	35,423	34,958	465	98.7
幼稚園 (2 園)	1,599	1,348	251	84.3
市立高校中等部	8,596	8,459	137	98.4

イ 平成 29 年度配当予算の執行状況 (現地調査実施校)

(単位：千円・%)

学 校 名	予算現額	支出済額	予算残額	執行率
大 岡 小 学 校	2,290	2,278	12	99.5
大 岡 南 小 学 校	2,862	2,808	54	98.1
大 平 小 学 校	1,574	1,569	5	99.7
大 岡 中 学 校	2,811	2,806	5	99.8
大 平 中 学 校	1,370	1,355	15	98.9
市立高校中等部	8,596	8,459	137	98.4
大 平 幼 稚 園	819	628	191	76.7

【留意事項】

配当された歳出予算の中で節間流用が行われている学校があった。沼津市予算編成並びに執行に関する規則第 21 条第 2 項の規定で節間流用は認められているが、やむを得ない理由に限られるものである。

予算の流用は、やむを得ない場合の例外的措置ということを念頭に置き、予算編成時には適切な積算根拠のもと計上するなど、予算の流用を最小限にとどめるよう努められたい。

(2) 財産管理の状況

ア 学校施設の整備及び管理状況

学校施設の営繕・改修事業については計画的に実施されており、門池小学校南西校舎解体工事、今沢中学校給食室空調設備設置工事ほか実施された。

また、小中学校のトイレの洋式化を進めるため原東小学校、今沢中学校ほかのトイレ洋式化整備工事が実施された。

イ 備品等の物品管理状況

備品については、寄附物品も含め備品登録されており、現物確認も年2回程度実施するなど、適正に管理されていた。

理科薬品については、薬品庫の鍵、理科薬品定期点検表及び理科薬品管理票の保管を含め、おおむね適正に管理されていた。

【留意事項】

- (ア) 年間の使用量を超える量の薬品を保管している学校があった。薬品の購入は年間使用量を考慮した必要最小限の数量とするなど、薬品の適正な保管・管理を徹底されたい。
- (イ) 不要となった薬品は、多くの学校が年1回廃棄処分を実施していたが、数年分まとめて廃棄処分している学校があった。事故等を未然に防止するためにも定期的に廃棄処分されたい。

ウ 郵券その他の管理状況

郵券（切手・はがき）やタクシー券、交付金受入等の通帳は、金庫に保管されているとともに、郵券及びタクシー券については、使用簿を作成し、現物との突合確認が随時実施されるなど、適正に管理されていた。

(3) 教育活動及び学校生活

ア 特色ある教育活動の推進

各学校ともグランドデザインの実現と、地域活力を活かした特色ある学校づくりを進めるため、講師を招聘しての師範授業、体験学習及び講演会の開催、地域の職場体験、地域資源を活用した学習など、様々な取り組みが行われていた。

イ 学校生活への支援及び相談事業

各学校とも、児童生徒の個人的な悩みや家庭環境など、様々な要因で不登校になる子どもたちへの対応に苦慮しているが、担任や学校長等教職員、児童生徒支援員、スクールカウンセラー等が連携を図り、本人及び保護者の心に寄り添った対応に努めている。

いじめが原因により不登校となるケースも考えられることから、いじめの未然防止や早期発見、いじめと疑われる事態が発生した際の早期対応に今後とも学校全体で取り組まれない。

ウ 理科教育設備整備費等補助金

交付要綱に基づいて適正に処理されており、理科教育の振興に効果を得ている。

エ 「チーム学校」実現事業（地域交流推進・外部人材活用事業）交付金

地域性や学校の独自性を生かした特色ある教育活動を通して、小中学校の中期計画を達成するために、各学校において地域交流の推進と外部人材の活用を図る事業である。

学校における地域性、児童生徒の特性、目標とする姿など、各学校とも実態に即して、特色ある事業が実施されている。児童生徒、保護者の評価も高く、グランドデザインの実現に向けた有意義なものとなっている。

交付金については、事業の目的に沿って支出されていたものの、改善を要する事項が見受けられた。

【留意事項】

- (ア) 交付金は、その用途に対して交付決定されるものであるため、用途や金額に変更が生じる場合は、変更申請を提出し、十分な審査のもと再度交付決定を受けるなど適正に事務手続を進められたい。
- (イ) 領収書の記載（受取人、取引日付等）に不備のある事例が見受けられた。適正な事務執行に努められたい。
- (ウ) 金融機関から引き出した現金は金庫で保管するなど適正な管理がされていたが、盗難・紛失等の事故防止のためにも、保管日数は最小限とするよう、現金の取扱いには一層の注意を図られたい。
- (エ) 事業報告書について、複数校に事業実施日等の記載誤りが見受けられた。交付金の適正執行を確認する重要な書類となることから、十分精査し作成するよう努められたい。

(4) 防災・防犯対策及び交通安全対策

ア 防災・防犯対策

防災訓練については、火災、地震津波、風水害など多様なケースを想定し、各学校の実情に即した実践的な訓練が実施されていた。また、災害時における保護者との連携や避難方法等についても周知が図られていた。

消防用設備については、点検時に交換・改修等の指示を受けたものについて、確実に対応されており、改修されるまでの対策についても教職員間等で情報共有されていた。

防犯対策として、関係機関や隣接学校との情報交換を密接に行い、不審者情

報について保護者への一斉メールによる周知や、不審者侵入時の避難訓練等を実施していた。しかし、不審者がいつでも学校内に侵入できる状態である、窓ガラスが割られたため防犯カメラを設置したなど、防犯上の不安を抱えている学校が複数あった。学校の構造上やむを得ない場合もあるが、児童生徒の安全確保のため、より一層の不審者対策の強化に取り組まれない。

イ 交通安全対策

現地調査した学校では、市街地に位置している学校や学校周辺の道路整備が図られたことにより交通量が増加するなど、通学路の安全確保が課題となっている。

各学校においては、平素から児童生徒に対する交通安全教育を実施するとともに、教職員、保護者、地域の方々による通学路上の交通安全指導活動等が行われているところである。

今後とも、児童生徒の交通安全対策を推進されたい。

(5) 還元金の管理状況

学校生活協同組合の利用分量により割戻される還元金は、児童生徒の保護者に帰属するものである。

現地調査した学校では、還元金を組合員代表者（PTA会長）が受領し、学校長名義の通帳で管理し、学校長により必要に応じて支出されていた。

これらは、児童生徒のために支弁されていることを確認したが、本来は保護者の意思を受け、学校長が補助執行する性格を有するものであり、より透明性を図るためにも、保護者と学校長との間でその事務内容について明文化するなどの仕組みづくりが求められる。

(6) 給食費の管理状況

学校給食の実施主体は、学校の設置者であると規定されており、給食実施に必要な施設、設備、運営に関する経費は設置者の負担、それ以外の経費（食材料費）は給食費として保護者の負担とされている。

給食費の会計については、他の学校給食の実施に係る経費とともに、学校長の責任において学校単位で実施する「私会計」として経理が行われており、市の会計規則は適用されない。

しかし、給食費については、滞納による教職員の負担や食材料の購入への影響などに社会的な関心が集まる中、文部科学省が学校における教職員の多忙化解消の観点から公会計化の推進の方針を示したことを踏まえ、給食費の徴収管理状況等について確認した。

ア 給食費の徴収状況

現地調査した学校は、口座振替による徴収を実施している学校と、担任教諭やPTA等の保護者が現金で徴収している学校があった。

現金で徴収している学校については、現金授受における安全性の確保や透明性の向上、保護者の負担軽減や未納世帯等に関する個人情報の保護などを考慮し、口座振替への移行など徴収方法の標準化や徴収事務の適正化を図られたい。

イ 給食費の未納状況

一部の学校で未納があり、未納額に過年度分が含まれている学校も見受けられた。給食費の未納解消には、担当教諭や学校長等の教職員に過大な負担がかかるものであり、教育上のマイナス面が多いことが懸念される。

このことから、給食費の適正徴収に向けて検討に取り組まれたい。

ウ 適正な学校給食運営体制の確保

上記で述べたものに加え、食中毒発生時の責任の所在の明確化、給食費の透明性の確保、食材の安定購入などの観点から、公会計化を視野に入れた適正な学校給食運営体制の確保に取り組まれたい。また、食育や地産地消の推進等を通じ、児童生徒の心身の健全な育成に寄与する学校給食となることを期待する。